

# 神戸市患者等搬送事業指導要綱

平成2年4月1日制定  
平成13年4月1日一部改正  
平成18年12月28日一部改正  
平成23年4月1日一部改正  
平成30年4月1日一部改正  
令和2年4月1日一部改正  
令和3年4月1日一部改正

神戸市消防局

# 神戸市患者等搬送事業指導要綱

## 目 次

第1章 総則	
目的（第1条）	3
用語の定義（第2条）	3
第2章 患者等搬送事業の指導	
患者等搬送事業実施の基本原則（第3条）	3
応急手当の実施（第4条）	3
消防機関への通報（第5条）	3
知識及び技術の維持向上（第6条）	3
患者等搬送用自動車の外観（第7条）	3
患者等搬送用自動車の表示（第8条）	4
消毒の実施要領（第9条）	4
安全衛生管理（第10条）	4
乗務員の服装（第11条）	4
適任証の取得講習（第12条）	4
適任証の交付手続き（第13条）	4
講習の実施要領（第14条）	4
適任証の有効期限（第15条）	5
適任証の再交付（第16条）	5
適任証の返納（第17条）	5
個別指導基準（第18条）	5
第3章 認定基準	
患者等搬送事業の認定（第19条）	5
認定対象の事業者（第20条）	5
認定の申請（第21条）	5
認定の審査（第22条）	6
認定証等の交付（第23条）	6
認定証等の掲示（第24条）	6
認定の有効期限及び認定の更新（第25条）	6
認定証等の再交付（第26条）	6
業務内容の変更届出等（第27条）	6
消防機関への報告（第28条）	7
認定事業者の調査及び指導（第29条）	7
認定の取消し（第30条）	7
認定の失効（第31条）	7
認定証等の返納（第32条）	7
[別表・別図]	
定期講習実施基準表（別表第1）	9
適任証取得講習実施基準表（乗務員）（別表第2-1）	10
適任証取得講習実施基準表（乗務員（車椅子専用））（別表第2-2）	11
補充講習実施基準表（別表第3）	12
ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車による患者等搬送事業の指導基準 （別表第4-1）	13
車椅子のみを固定できる自動車による患者等搬送事業の指導基準（別表第4-2）	14
患者等搬送用自動車に積載する資器材（別表第5-1）	15
患者等搬送用自動車（車椅子専用）に積載する資器材（別表第5-2）	15
患者等搬送用自動車の表示方法（別図）	16

[様式]

患者等搬送乗務員適任証（様式第1号）	17
消毒実施記録表（様式第2号）	18
講習受講申込書（様式第3号）	19
特例認定申請書（様式第4号）	20
患者等搬送事業者適任証講習等管理簿（様式第5号）	21
適任証再交付申請書（様式第6号）	22
返納通知書（様式第7号）	23
患者等搬送事業者認定（更新）申請書（様式第8号）	24
乗務員名簿（様式第9号）	25
患者等搬送用自動車表（様式第10号）	26
患者等搬送用自動車積載資器材表（様式第11号）	27
患者等搬送事業者認定審査調査表（様式第12号）	28
患者等搬送事業者認定審査結果通知書（様式第13号）	29
認定証（様式第14号）	30
患者等搬送事業者認定マーク（様式第15号）	31
患者等搬送用自動車認定マーク（様式第16号）	33
認定証等受領書（様式第17号）	34
認定事業者台帳（様式第18号）	35
患者等搬送事業者一覧（様式第19号）	36
認定証等再交付申請書（様式第20号）	37
変更・休止・廃止届出書（様式第21号）	38
特異事案・事故発生等報告書（様式第22号）	39
患者等搬送状況報告書（様式第23号）	40
患者等搬送事業者調査結果通知書（様式第24号）	41
改善計画・結果報告書（様式第25号）	42
認定取消通知書（様式第26号）	43
認定調査書（様式第27号）	44

## 神戸市患者等搬送事業指導要綱

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、救急業務規程（平成12年3月消訓令第9号。）に基づき、民間による患者等の搬送事業者に対し、必要な指導を行うとともに一定の基準に適合する患者等の搬送事業者の認定を行うことにより患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「患者等」とは、要援護者及び傷病者等をいう。
- (2) 「患者等搬送事業」とは、患者等を医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設等への送迎に際し、ストレッチャー又は車椅子等を固定できる自動車（以下「患者等搬送用自動車」という。）を用いて搬送を実施する事業をいう。
- (3) 「患者等搬送事業者」とは、患者等搬送事業を行う事業者の経営者又は管理責任者をいう。
- (4) 「患者等搬送業務」とは、患者等搬送用自動車を使用し、患者等を搬送する業務をいう。
- (5) 「乗務員」とは、患者等搬送用自動車に乗車し、搬送業務に従事する者をいう。

### 第2章 患者等搬送事業の指導基準

(患者等搬送事業実施の基本原則)

第3条 患者等搬送事業者は、事業の社会的責任を十分自覚し、患者等への接遇に配慮しつつ、関連法規を遵守しなければならない。

2 患者等搬送事業者は、緊急性のない者を搬送対象とすること。

3 患者等搬送事業者は、当該事業者、患者等搬送用自動車及びパンフレットその他これらに類するものに消防機関の行う救急業務と紛らわしい表示をしてはならない。

(応急手当の実施)

第4条 患者等搬送業務中は、症状の悪化防止に万全の配慮を行うものとし、当該業務中において症状が悪化し、緊急を要する場合は応急手当を実施するものとする。

(消防機関への通報)

第5条 患者等搬送事業者は、次の各号の一に該当するときは、患者等の所在する場所、状態、既往症及びかかりつけの医療機関等の情報を消防機関に通報し、救急自動車を要請するものとする。

- (1) 患者等の搬送依頼時の依頼内容及び症状の聴取結果から緊急に医療機関へ搬送する必要があるとき。なお、この場合は、併せて乗務員の派遣に努めるものとする。
- (2) 患者等の搬送依頼があった場所に到着後、症状等から緊急に医療機関へ搬送する必要があるとき。
- (3) 患者等の搬送途上において、症状が悪化した場合、救急自動車によって緊急に医療機関へ搬送する必要があるとき。

2 前項により救急自動車が到着したときは、救急隊に協力するものとする。

(知識及び技術の維持向上)

第6条 患者等搬送事業者は、乗務員に患者等の安全搬送に関する知識及び技術の向上に努めさせるものとする。

2 患者等搬送事業者は、乗務員の応急手当技能を適切に管理するため、患者等搬送乗務員適任証（様式第1号）（以下「適任証」という。）の交付を受けた乗務員に、2年に1回以上別表第1に掲げる定期講習を受講させること。

(患者等搬送用自動車の外観)

第7条 患者等搬送用自動車は、サイレン又は赤色警告灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。

(患者等搬送用自動車の表示)

第8条 患者等搬送用自動車の車体には、患者等搬送用自動車である旨の表示を別図により行うものとする。

(消毒の実施要領)

第9条 患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は、次により行うものとする。

(1) 毎月1回以上定期消毒を行うこと。

(2) 搬送毎に使用後消毒を行うこと。

(3) 医師から消毒について特別な指示があった場合は、当該指示に基づいた消毒を行うこと。

2 前項第1号の定期消毒を実施したときは、消毒実施記録表(様式第2号)に記録し、患者等搬送用自動車の内部の見やすい場所に表示しておくものとする。

(安全衛生管理)

第10条 患者等搬送用自動車及び積載資器材については、点検整備を確実にを行い、機能の適正化に努めなければならない。

2 患者等の搬送にあたっては、患者等及び同乗者に対して固定用ベルトを着装させるなど安全搬送のための措置を講じなければならない。

3 乗務員は、常に身体の清潔保持等の衛生管理に努めなければならない。

(乗務員の服装)

第11条 乗務員の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものとし、常に清潔の保持に努めなければならない。

2 乗務員の服装は、救急隊員の服装と紛らわしいものを使用してはならない。

(適任証の取得講習)

第12条 消防長(消防組織法(昭和26年法律第226号)第12条に定める消防本部の長をいう。

以下同じ。)は、乗務員の業務に必要な応急処置技術等を習得させるため、別表第2-1又は別表第2-2に掲げる乗務員適任証取得講習を行うものとする。

2 前項に定める講習を受けようとする者は、講習受講申込書(様式第3号)により、消防長に申し込むものとする。

(適任証の交付手続き)

第13条 消防長は、前条の講習を修了した者又はこれと同等以上の応急処置技術等を有すると認める者(以下「特例認定」という。)として次の各号の一に該当する者に対して適任証を交付するものとする。

(1) 救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)第51条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者。

(2) 日本赤十字社が発行する救急員の認定証の資格を有する者のうち別表第3に掲げる講習(以下「補充講習」という。)を修了した者

(3) 消防長が前二号に掲げる者以上の知識、技術等を有していると認める者

2 特例認定による適任証の交付を受けようとする者は、特例認定申請書(様式第4号)により消防長に申請するものとする。

3 消防長は、第1項に掲げる者に適任証を交付するときは、患者等搬送事業者適任証講習等管理簿(以下「適任証講習等管理簿」という。)(様式第5号)に登録しておくものとする。

4 適任証の交付にあたり必要となる実費は、申請者において負担するものとする。

5 前項に定める額は、消防長が別に定める。

(講習の実施要領)

第14条 消防長は、第6条及び第12条並びに第13条に定める講習を次により行うものとする。

(1) 講習の実施日時及び場所その他講習の実施に必要な事項を事前に患者等搬送事業者、講習の受講希望者等に広く知らせるものとする。

(2) 講習受講の申請があったときは適任証講習等管理簿(様式第5号)により受理して講習を

行うものとする。

(3) 講習の受講にあたり必要となる教材費などの実費は、受講者において負担するものとする。  
なお、その額については第13条第5項に準ずるものとする。

(4) 消防長は講習を他の機関に委託することができる。

(適任証の有効期限)

第15条 適任証の有効期限は2年とする。ただし、別表第1に掲げる定期講習を受けた者は、更に2年有効とする。

2 消防長は、災害等やむを得ない理由により定期講習を開催できなかった場合で、有効期限内に定期講習を受講することができない者がある場合は、その者の有効期限を延長することができる。その際、消防長は有効期限を延長したことを市のホームページ等で周知する等の措置を講ずるものとする。3 前項に定める有効期限を延長された者がその後に定期講習を受講した場合は、有効期限の認定失効前に定期講習を受講したものとして取り扱う。

(適任証の再交付)

第16条 適任証の交付を受けている者が、その適任証を亡失し、破損し又は汚損したときは、適任証再交付申請書(様式第6号)により再交付を受けることができる。

2 消防長は、前項の申請があったときは適任証講習等管理簿(様式第5号)により受理し、適任証を再交付するものとする。

3 適任証の再交付にあたり必要となる実費は、申請者において負担するものとする。なお、その額については第13条第5項に準ずるものとする。

(適任証の返納)

第17条 消防長は、適任証の交付を受けている者が乗務員として業務上ふさわしくない行為を行ったと認められたときは、返納通知書(様式第7号)によりその者に適任証の返納を求めることができる。

2 消防長は、他の消防本部の消防長が交付した適任証を有する者が乗務員として業務上ふさわしくない行為を行ったと認められるときは、その旨を適任証を交付した消防長に通知するものとする。

(個別指導基準)

第18条 前条までに定めるほか、ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車による患者等搬送事業並びに車椅子のみを固定できる自動車による患者等搬送事業の指導については、次のとおりとする。

(1) 業務に関する指導基準については、別表第4-1及び別表第4-2によるものとする。

(2) 自動車に積載する資器材に関しては、別表第5-1及び別表第5-2によるものとする。

### 第3章 認定基準

(患者等搬送事業の認定)

第19条 消防長は第2章に規定する患者等搬送事業の基準に適合する患者等搬送事業者に対して、患者等搬送事業の認定(以下「認定」という。)をすることができる。

(認定対象の事業者)

第20条 認定の対象となる事業者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)に定める次の各号の者をいう。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者

(3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者

(4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

(認定の申請)

第21条 認定を受けようとする患者等搬送事業者は、患者等搬送事業認定(更新)申請書(様式

第8号)により消防長に申請するものとする。

- 2 前項の申請書には、前条の認定の対象となる事業者であることを証明する事業免許等の写し、乗務員名簿(様式第9号)及び患者等搬送用自動車表(様式第10号)並びに患者等搬送用自動車積載資器材表(様式第11号)を添付するものとする。

(認定の審査)

第22条 消防長は、前条の申請を受け付けたときは、患者等搬送事業者認定審査調査表(様式第12号)に基づいて審査し、その結果を患者等搬送事業者認定審査結果通知書(様式第13号)により申請者に通知するものとする。

(認定証等の交付)

第23条 消防長は、前条に基づき認定した事業者(以下「認定事業者」という。)に対して患者等搬送事業者認定証(以下「認定証」という。)(様式第14号)、患者等搬送事業者認定マーク(以下「事業者認定マーク」という。)(様式第15-1号又は様式第15-2号)及び患者等搬送用自動車認定マーク(以下「自動車認定マーク」という。)(様式第16-1号又は様式第16-2号)を交付するとともに認定事業者から受領書(様式第17号)を徴収するものとする。

- 2 消防長は、認定証、事業者認定マーク及び自動車認定マーク(以下「認定証等」という。)を交付したときは、認定事業者台帳(様式第18号)を作成し、患者等搬送事業者一覧(様式第19号)に記録するものとする。

(認定証等の掲示)

第24条 事業者認定マークは、患者等搬送事業者の事業所等に掲示するものとする。

- 2 自動車認定マークは、患者等搬送用自動車後面で運転者の視野を妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

(認定の有効期限及び認定の更新)

第25条 認定の有効期限は、認定を受けた日の翌日から起算して5年とする。

- 2 認定事業者は、継続して認定を受けようとするときは、消防長に対し、患者等搬送事業者認定(更新)申請書(様式第8号)により、認定有効期限の1ヵ月前から更新の申請ができるものとする。
- 3 前項の更新認定の申請手続き及び認定の審査等は、第21条及び第22条を準用する。
- 4 消防長は、災害等やむを得ない理由により有効期限内に認定の更新ができなかった場合は、その事業者の有効期限を延長することができる。その際、消防長は有効期限を延長したことを市のホームページ等で周知する等の措置を講ずるものとする。
- 5 前項に定める有効期限を延長された事業者がその後認定の更新がされた場合は、有効期限の認定失効前に認定更新をしたものとして取り扱う。

(認定証等の再交付)

第26条 認定事業者は、認定証等を亡失、滅失、又は破損したときは、消防長に対して認定証等再交付申請書(様式第20号)により再交付を受けることができる。

- 2 消防長は、前項の申請があったときは、認定事業者台帳(様式第18号)に記録し、認定証等を再交付するものとする。

(業務内容の変更届出等)

第27条 認定事業者は、次の各号の一に該当するときは、変更・休止・廃止届出書(様式第21号)により、速やかに消防長に届け出るものとする。

- (1) 認定申請書の記載内容に変更を生じたとき。
- (2) 患者等搬送事業の全部若しくは一部を休止し又は廃止したとき。

(消防機関への報告)

第28条 認定事業者は、次の各号の一に該当するときは、その概要を速やかに消防長に連絡するとともに、特異事案・事故発生等報告書(様式第22号)により報告しなければならない。

- (1) 患者等搬送業務中に患者等が死亡又は負傷したとき。

- (2) 患者等搬送業務中に患者等搬送用自動車が交通事故等により業務に支障が生じたとき。
- (3) 消防長が特に報告を必要と認めたとき。
- (4) その他患者等搬送事業に支障を及ぼす重大な事故を発生させたとき。

2 患者等搬送事業者は、患者等搬送状況報告書（様式第 23 号）により当月の状況を、翌月の 15 日までに消防長に報告するものとする。

（認定事業者の調査及び指導）

第 29 条 消防長は、年 1 回以上認定事業者に対して、第 22 条に準じて調査を行うものとする。

2 消防長は、前項の調査又は前条第 1 項並びに必要な応じて行った調査において、不適切な事項が認められたときは、調査結果通知書（様式第 24 号）により指導を行うものとする。

3 前項の指導を受けた事業者は、改善事項について、改善計画・結果報告書（様式第 25 号）により、1 週間以内に消防長あて報告するものとする。

（認定の取消し）

第 30 条 消防長は、次の各号の一に該当するときは、認定事業者に対して認定取消通知書（様式第 26 号）により、認定の取消しを告知するとともに、認定証等の返納を求めることができる。

- (1) 認定事業者がこの要綱に違反しかつ是正を指導しても改善しないとき。
- (2) この要綱に違反しかつ人身事故若しくは感染事故等重大な事故を発生させたとき。
- (3) その他認定を継続することが不相当と判断されるとき。

2 消防長は、前項各号の一に該当し、若しくはそのおそれがあると認めるときは、その状況を認定調査書（様式第 27 号）に基づいて調査するものとする。

（認定の失効）

第 31 条 認定は、次の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

- (1) 道路運送法に定めるところにより、国土交通大臣の許可等が取り消され又は失効したとき。
- (2) 患者等搬送事業を廃止したとき。
- (3) 認定の有効期間が満了し更新の認定を受けないとき。

（認定証等の返納）

第 32 条 認定事業者は、次の各号の一に該当するときは、当該認定証等を消防長に返納しなければならない。

- (1) 前条により認定の効力を失ったとき。
- (2) 患者等搬送用自動車の数を減じたとき。

2 消防長は、前項に基づく認定証等の返納が行われなときは返納通知書（様式第 7 号）により、認定事業者に対して当該認定証等の返納を求めることができる。

付則

この要綱は平成 2 年 5 月 1 日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 16 条に基づき交付された改正前の患者等搬送乗務員適任証は、改正後も有効とする。

付則

- 1 この要綱は、平成 18 年 12 月 28 日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第6条，第15条関係）

## 定期講習実施基準表

1 定期講習カリキュラム	
講習科目	時間（1単位は45分，合計3単位）
(1) 観察及び応急処置	2単位
(2) 体位管理要領	1単位
2 その他 講習資料は，消防長が別途定める。	

## 乗務員適任証取得講習実施基準表 (乗務員)

1 適任証取得講習カリキュラム			
講習科目		時間 (1単位は45分, 合計24単位)	
(1) 総論		1単位	
(2) 観察要領及び応急措置 (一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む)		13単位	
(3) 体位管理要領		2単位	
(4) 消防機関との連携要領		2単位	
(5) 車両資器材の消毒及び感染防止要領		2単位	
(6) 搬送法		2単位	
(7) 修了考査		2単位	
2 合否の判定			
考査科目		配点	合格点
(1) 実技	観察要領及び応急処置	60点	48点以上
(2) 筆記	総論・消防機関との連携要領	20点	16点以上
	車両資器材の消毒及び感染防止要領	20点	16点以上
3 その他			
(1) 各考査科目において合格点に満たない者は再講習を行うものとする			
(2) 講習資料は消防長が別途定める			

## 乗務員適任証取得講習実施基準表 (乗務員 (車椅子専用))

1 適任証取得講習カリキュラム			
講習科目		時間 (1単位は45分, 合計16単位)	
(1) 総論		1単位	
(2) 観察要領及び応急措置 (一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む)		9単位	
(3) 体位管理要領		1単位	
(4) 消防機関との連携要領		2単位	
(5) 車両資器材の消毒及び感染防止要領		1単位	
(6) 搬送法		1単位	
(7) 修了考査		1単位	
2 合否の判定			
考査科目		配点	合格点
(1) 実技	観察要領及び応急処置	60点	48点以上
(2) 筆記	総論・消防機関との連携要領	20点	16点以上
	車両資器材の消毒及び感染防止要領	20点	16点以上
3 その他			
(1) 各考査科目において合格点に満たない者は再講習を行うものとする			
(2) 講習資料は消防長が別途定める			

## 補充講習実施基準表

<p>日本赤十字社が発行する救急員認定証の資格を有する者が、第13条の特例認定による適任証の交付を受ける場合は、次の補充講習を修了しなければならない。</p>		
1 補充講習カリキュラム		
講習科目	時間（1単位は45分、合計7単位）	
(1) 総論・消防機関との連携要領	1単位	
(2) 車両資器材の消毒及び感染防止要領	2単位	
(3) 患者等の観察・心肺蘇生法等の応急処置	3単位	
(4) 修了考査	1単位	
2 合否の判定		
考査科目	配点	合格点
(1) 総論・消防機関との連携要領	20点	16点以上
(2) 車両資器材の消毒及び感染防止要領	30点	24点以上
(3) 患者等の観察・心肺蘇生法等の応急処置	50点	40点以上
3 その他		
(1) 各考査科目において合格点に満たない者は再講習を行うものとする		
(2) 講習資料は消防長が別途定める		

別表第4 - 1 (第18条関係)

ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車による患者等搬送事業の指導基準

指導事項	指導内容
1 乗務員の要件	<p>乗務員は満18才以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1) 別表第2 - 1に掲げる消防機関が行う講習を修了した者。</p> <p>(2) 第13条第1項に掲げる前号の者と同等以上の知識及び技能を有する者</p>
2 患者等搬送乗務員適任証の交付	<p>(1) 消防長は、1の(1)及び(2)の該当者に対して、別記様式第2号に定める適任証を交付すること。</p> <p>(2) 適任証の有効期限は、2年とすること。ただし、第6条第2項で定める定期講習を受けた者についてはさらに2年有効とし、それ以降も同様とすること。</p>
3 適任証の携行	<p>乗務員は、搬送業務に従事するときは、適任証を携帯すること。</p>
4 運行体制	<p>患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車1台につき2名以上の乗務員をもって業務を行わせること。</p> <p>ただし、退院等を目的とした運行をする場合、又は医師若しくは看護師等が同乗する場合は、乗務員を1名とすることができること。</p>
5 患者等搬送用自動車の要件	<p>患者等搬送用自動車は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものであること。</p> <p>① 十分な緩衝装置を有すること。</p> <p>② 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。</p> <p>③ 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。</p> <p>④ ストレッチャー及び車椅子等を使用する場合、確実に固定できる構造であること。</p> <p>⑤ 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。</p>

別表第4 - 2 (第18条関係)

車椅子のみを固定できる自動車による患者等搬送事業の指導基準

指導事項	指導内容
1 乗務員（車椅子専用）の要件	<p>車椅子のみを固定できる患者等搬送用自動車（以下「患者等搬送用自動車（車椅子専用）」という。）に同乗し搬送業務に従事する者（以下「乗務員（車椅子専用）」という。）は満18才以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1) 別表第2-2に掲げる消防機関が行う講習を修了した者。</p> <p>(2) 第13条第1項に掲げる前号の者と同等以上の知識及び技能を有する者</p>
2 患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）の交付	<p>(1) 消防長は、1の(1)及び(2)の該当者に対して、別記様式第2号に定める患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）（以下「適任証（車椅子専用）」という。）を交付すること。</p> <p>(2) 適任証（車椅子専用）の有効期限は、2年とすること。ただし、第6条第2項で定める定期講習を受けた者についてはさらに2年有効とし、それ以降も同様とすること。</p>
3 適任証（車椅子専用）の携行	<p>乗務員（車椅子専用）は、搬送業務に従事するときは、適任証（車椅子専用）を携帯すること。</p>
4 運行体制	<p>患者等搬送用自動車（車椅子専用）を用いて搬送を実施する事業（以下「患者等搬送事業（車椅子専用）」という。）を行う者（以下「患者等搬送事業者（車椅子専用）」という。）は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）1台につき1名以上の乗務員（車椅子専用）をもって業務を行わせること。</p> <p>ただし、搬送中に容態急変の可能性が高い場合等については、医師等を同乗させる、又は乗務員（車椅子専用）数を2名以上とする等、対応に必要な体制を確保すること。</p>
5 患者等搬送用自動車（車椅子専用）の要件	<p>患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものであること。</p> <p>① 十分な緩衝装置を有すること。</p> <p>② 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。</p> <p>③ 乗務員（車椅子専用）が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。</p> <p>④ 車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。</p> <p>⑤ 車椅子の乗降を容易するための装置を備えていること。</p> <p>⑥ 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。</p>

別表第5 - 1 (第18条関係)

患者等搬送用自動車に積載する資器材

項目	資器材名
呼吸管理用資器材	バッグバルブマスク ポケットマスク
保温・搬送用資器材	敷物 保温用毛布 担架 枕
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル 絆創膏
消毒用資器材 (車両・資器材用)	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ピンセット 手袋 膿盆汚物入れ 体温計 ※AED

「※」は任意の積載とする。

別表第5 - 2 (第18条関係)

患者等搬送用自動車 (車椅子専用) に積載する資器材

項目	資器材名
呼吸管理用資器材	※バッグバルブマスク ポケットマスク
保温・搬送用資器材	※敷物 保温用毛布 担架 ※枕
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル 絆創膏
消毒用資器材 (車両・資器材用)	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ※ピンセット 手袋 膿盆汚物入れ 体温計 ※AED

「※」は任意の積載とする。

別図（第8条関係）

## 患者等搬送用自動車の表示方法

- 1 文字は、横書きとし、自動車の両側面及び後面に行うものとする。
- 2 表示する文字は、「民間患者等搬送車」とし文字の大きさは、縦横5 cm 以上とする。ただし、国土交通省で定める患者等輸送車における表示がある場合は、この限りでない。

（例）

